

2020年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試C日程 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め5枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】 以下の〔事実〕(1)から(3)を前提として、下記の〔問1〕及び〔問2〕に解答しなさい。なお、〔問1〕と〔問2〕とは、それぞれ独立した問いである。解答の冒頭に「問題1」と記入すること。

<注意事項>

「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号)および「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成29年法律第45号)による改正後の法律(改正法)に基づいて解答する場合には、**答案の冒頭(「問題1」と記入した後)に「改正法による」旨を明記し、現行法に基づいて解答する場合には、答案の冒頭(「問題1」と記入した後)に「現行法による」旨を明記すること。**なお、改正法に基づいて解答する場合には、【問題1】の全てについて改正法の規律が妥当するものとして解答すること。

〔事実〕

- (1) 2019年5月1日の時点で、Aは、岡山市北区に土地(以下「甲土地」という。)を所有しており、不動産登記簿上もAを所有者とする登記がなされていた。
- (2) 同日、甲土地について、Aを売主、Bを買主、代金を2000万円とする売買契約(以下「本件売買契約①」という。)が、AB間で締結された。また、同日、本件売買契約①に基づいて、BがAに2000万円を支払い、AからBに甲土地が引き渡された。そして、同日、AとBとの間で、本件売買契約①に基づく甲土地の所有権移転登記手続は2019年5月末日までに行うことが合意された。
- (3) ところが、同年5月20日、甲土地について、Aを売主、Cを買主、代金を1500万円とする売買契約(以下「本件売買契約②」という。)が、AC間で締結された。また、同日、本件売買契約②に基づいて、CがAに代金1500万円を支払い、同日付でAからCへの所有権移転登記が行われた。

〔問1〕(30点)

Cは、本件売買契約②を締結した際に、甲土地についてAB間で本件売買契約①が締結されていたことを知らなかったものとする。

この場合において、Cから甲土地の明け渡しを求められたBが、Cに対して、BのAに対する債務不履行に基づく損害賠償債権を被担保債権とする甲土地の留置権を主張することができるか否かについて、論拠を示して説明しなさい。

〔問2〕（50点）

Cが本件売買契約②を締結したのは、普段からBのことを快く思っていなかったCが、AB間で本件売買契約①が締結されたこと及び本件売買契約①に基づくAからBへの甲土地の所有権移転登記手続が未了であることを知り、Bを困らせてやろうと考えたためであったとする。

そして、2019年5月30日、甲土地について、Cを売主、Dを買主、代金を1600万円とする売買契約（以下「本件売買契約③」という。）が、CD間で締結された。また、同日、本件売買契約③に基づいて、DがCに代金1600万円を支払い、同日付でCからDへの所有権移転登記が行われた。

この場合において、DがBに対して甲土地の明け渡しを請求することができるか否かについて論じなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔問 1〕 (15 点)

「当事者能力」と「当事者適格」の異同を説明しなさい。

〔問 2〕 (20 点)

Xが、Yを被告として、ある土地（以下、「甲地」という）の所有権が自己に属する旨の確認を求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。本訴の係属中に、Yが、Xを被告として、甲地の所有権が自己に帰属する旨の確認を求める訴え（以下、「別訴」という）を本訴とは別の管轄裁判所に提起した。

別訴は、どのように処理されるべきであるか。論拠を示して説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答は、**【問題1】**
【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕(10点)

下記の(1)及び(2)に簡潔に解答しなさい。

(1) 取締役の報酬を株主総会で決議する場合、取締役の全員分の上限額を定め、各取締役の受ける個別の報酬額の決定を取締役に委任することは認められるか。

(2) 社債に類似する次の条項を備えた種類株式を発行するには、株式の内容としてどのような条項を置けばよいか。会社法の根拠条文を示しつつ解答しなさい。

- ①年100円の配当を受け、他に配当を受けないこと
- ②5年後に会社が当初発行価格(1万円)をもって買入償還すること
- ③株主総会の議決権を有しないこと

〔問2〕(25点)

監査役を置く取締役会設置会社であるA株式会社は、設立時取締役をB・C・Dとして、2017年に設立された。設立以降、A社では株主総会も取締役会も開催されたことがない。2019年10月10日付でE・F・Gを取締役に選任する旨の株主総会議事録が存在するが、実際には株主総会は開催されておらず、総株主の同意もない。

A社では、2020年1月8日、E・F・Gが参集し、Eを代表取締役に選定するとともに、同月24日を会日とする株主総会(以下、「本件総会」という)の招集を決し、Eが招集手続きをとった。同月24日、株主が参集して、A社の商号を変更する定款変更の決議がされた。なお、本件総会は全員出席総会ではない。その後、A社株主のXは、本件総会における決議の不存在確認の訴えを提起した。Xの訴えは認められるか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1 (民法)

[問 1] 留置権に関する基本的な理解を問うものである。

[問 2] 不動産の二重譲渡がなされたものの、第二譲受人が背信的悪意者であった場合における、第二譲受人からの転得者と第一譲受人との法律関係を問うものである。

問題 2 (民訴法)

[問 1] 当事者に関する訴訟要件についての理解を問う問題である。

[問 2] 重複訴訟の禁止の規律 (民訴 142 条) についての理解を問う問題である。

問題 3 (商法)

問 1 は、会社法の諸規定 (その趣旨も含む) の正確な理解を問う問題である。(1) はお手盛り防止の趣旨から問題はなく、会社法 361 条に違反しないと解されている (最判昭和 60・3・26 判時 1156 号 150 頁) ことの指摘が求められる。(2) は①非参加的配当優先株式 (会社法 108 条 1 項 1 号)、②取得条項付種類株式 (同項 6 号)、③議決権制限株式 (同項 3 号) を指摘することが求められる。問 2 は、取締役を選任する旨の株主総会決議が不存在の場合に、その後に開催された株主総会決議の効力を問う問題である。最判平成 2・4・17 民集 44 卷 3 号 526 頁を踏まえた解答が期待される。